

いじめ防止基本方針

勝山市立荒土小学校

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

－福井県いじめ防止基本方針（案）より－

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

(1) 本校は、一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、勇気をもって行動できる児童を育てることに全力を挙げます。

(2) 本校は、

- ①いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であること。
- ②すべての児童がどんなことがあってもいじめを行わないこと。
- ③いじめを認識しながらこれを放置しないこと。

を徹底します。

(3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市町、市町教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義

「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

福井県版心のノートを活用し、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。

(2) いじめの未然防止

○授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。

○全校道徳

学期に1回は、保護者も含めた全校道徳を実施し、生命尊重等を親子で学び合う機会を設けます。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組みを推進します。

○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○インターネットや携帯電話等に関する指導

インターネットや携帯電話等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行います。

4 いじめの早期発見と早期対応，早期解決のための具体的な取組

(1) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、児童の言動に注意し、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○学校生活アンケートの活用

児童が日々の生活を振り返るための学校生活アンケート（いじめ自己チェックを含めたもの）を奇数月に行い、それを学級担任・生徒指導主事・教育相談担当・全教職員が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○教育相談体制の充実

学校生活アンケート結果をもとに、学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、児童の家庭内での様子やネット利用等、情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

(2) いじめの早期対応と解決

○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による立案、対応により被害児童を守ります。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたり、報告したりした児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールソーシャルワーカー等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

(3) いじめによる重大事態への対処

いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処をします。

- ・重大事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

5 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的を開催します。

(構成員)

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、担任(必要に応じて)

(活動内容)

- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」児童を育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・学校におけるいじめ問題への取組みの点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組みを行います。

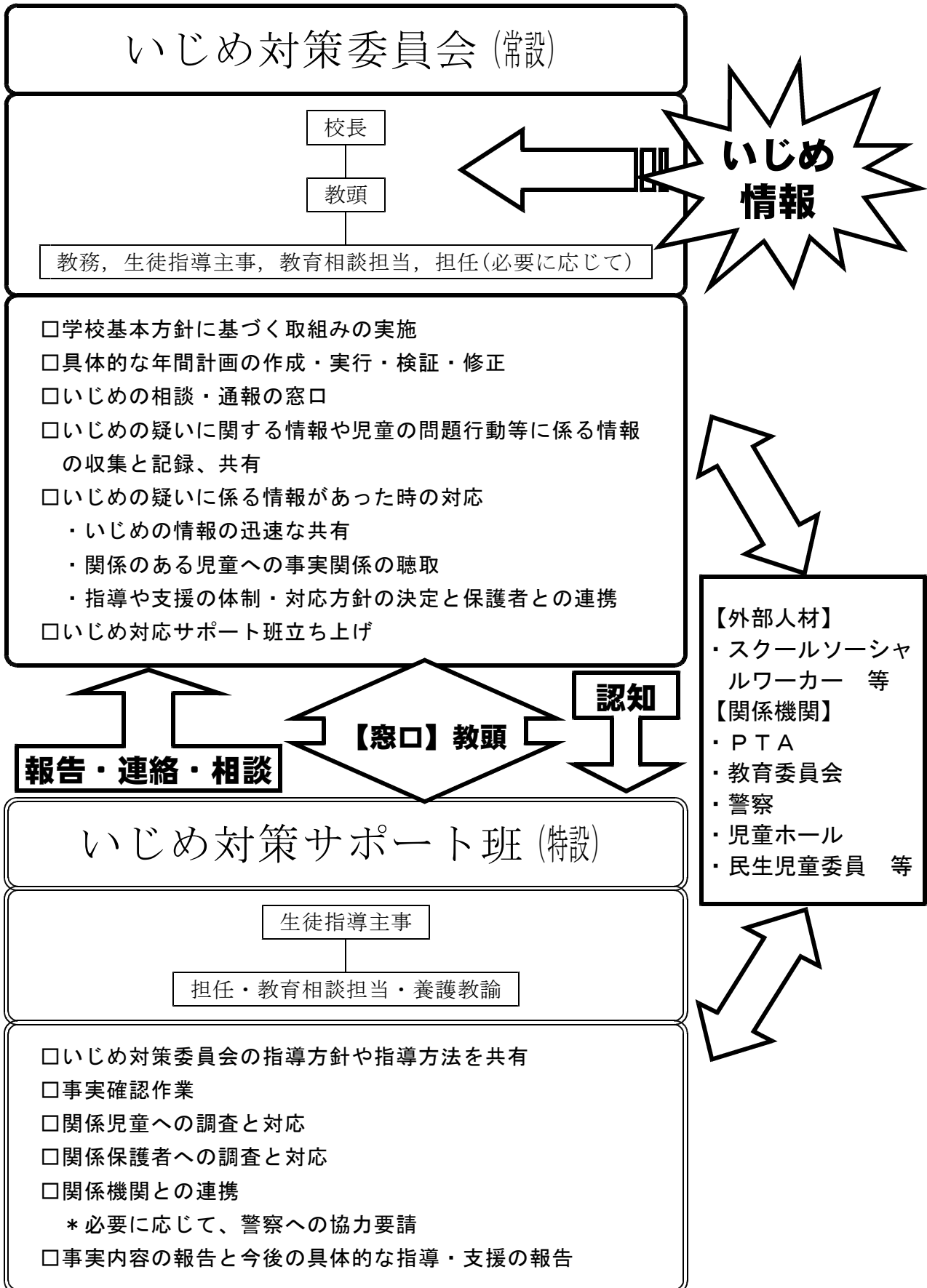
(構成員)

生徒指導主事、担任、教育相談担当、養護教諭

(活動内容)

- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・個別面談による情報収集
- ・継続的な支援
- ・保護者や地域との連携
- ・スクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携

【組織図】



【いじめ対策の年間行動計画】

※ [] は、「思いやりや助け合い」に強くつながる学年活動

その1 [4月～9月]

勝山市立荒土小学校小学校

月	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	いじめ対策委員会 ＊基本方針確認 ＊年間計画策定 職員会議 ＊基本方針や年間計画の共通理解 P T A総委員会・学級懇談会 ＊基本方針公表	縦割り班スタート ＊自主的活動 ＊絆づくり					
5月	校内研修 ＊道徳教育や人権教育等の計画等 を作成 いじめ対策委員会 ＊学校生活アンケート結果をもと に状況把握	土っ子運動会 ＊縦割り班による協働 学校生活アンケート (含 いじめ自己チェック)					
6月	教育相談 ＊学校生活アンケート結果をもと に、担任が児童と個別面談 授業研究 ＊児童が存在感を保てるような学 習環境づくり	低学年 公開授業		高学年 人権の花運動			
		学校生活アンケート (含 いじめ自己チェック)					
7月	いじめ対策委員会 ＊学校生活アンケート結果をもと に状況把握 教育相談 ＊学校生活アンケート結果をもと に、担任が保護者と個別面談	全校道徳 『感謝』				5年 宿泊体験	
8月	校内研修 ＊1学期の取組の振り返り ＊講師による実践的研修 家庭訪問 ＊地域での活動の様子を把握	地域活動 (休業中) ＊自主的参加 ＊仲間作り 家庭訪問					
9月	職員会議 ＊2学期の取組の共通理解 保護者アンケート (7月実施) の結果等を公表	校内運動会 ＊存在確認 ＊絆づくり 学校生活アンケート (含 いじめ自己チェック)					

月	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	いじめ対策委員会 ＊学校生活アンケート結果をもとに状況把握 教育相談 ＊学校生活アンケート結果をもとに、担任が児童と個別面談				4年 福祉体験		
		土っ子学習発表会 ＊存在感確認 ＊認め合い					
11月	授業研究 ＊児童が存在感を保てるような学習環境づくり 校内研修 ＊具体的な事例をもとにした実践的研修	低学年 人権の花運動		高学年 公開授業			
		学校生活アンケート (含 いじめ自己チェック)					
12月	いじめ対策委員会 ＊学校生活アンケート結果をもとに状況把握 教育相談 (保護者会にて) ＊学校生活アンケート結果をもとに、担任が児童と個別面談	全校道徳 『助け合い』					
		地域活動 (休業中) ＊自主的参加 ＊仲間作り					
1月	職員会議 ＊3学期の取組の共通理解 <div style="border: 2px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> 保護者アンケート (11月実施) の結果等を公表 </div>					5年 宿泊体験	
		学校生活アンケート (含 いじめ自己チェック)					
2月	いじめ対策委員会 ＊学校生活アンケート結果をもとに状況把握 教育相談 (希望による) ＊学校生活アンケート結果をもとに、担任が保護者と個別面談	3年 福祉体験		1年 新入生歓迎		6年 中学校体験	
3月	いじめ対策委員会 ＊今年度の振り返り ＊次年度の計画素案づくり 職員会議 ＊課題の把握 ＊次年度の計画案づくり	6年生を送り会 ＊存在感確認 ＊絆づくり					
		2年 新入生教室準備					